

〇〇〇 (商店会等の名称) の防犯カメラの設置 及び利用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、〇〇〇 (商店会) (以下「商店会」という) が、その区域内において防犯カメラを設置及び利用するに当たり、地域住民の権利利益を保護するため必要な事項を定めるものとする。

2 この基準は、録画機能を有しない防犯カメラも対象とする。

(防犯カメラ設置者の責務等)

第2条 〇〇〇 (商店会) 代表者は、施設等の防犯カメラ設置者 (平成16年杉並区条例第17号 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例 (以下「区条例」という) 第5条に規定する届出義務者で防犯カメラを設置した者、以下「設置者」という) として、防犯カメラの設置及び利用に関し、責任を負うものとする。

2 設置者は、管理責任者 (区条例第5条に規定する「防犯カメラ管理責任者」をいう。以下同じ。) を選任するものとする。

(管理責任者の責務)

第3条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び利用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 商店会内の防犯対象区域を明確にする。

(2) 防犯カメラの設置目的を達成するために必要な範囲を撮影する。

(3) 地域住民から見やすい場所に次に定める事項を明示する。

ア 「防犯カメラ設置中」の表示

イ 管理責任者の氏名、住所及び連絡先

(4) 画像表示装置及び録画装置は、原則として地域住民から見通せない場所に設置するものとする。

2 第2条第2号の規定により選任された管理責任者は、防犯カメラの設置又は利用に係る事務の補助者を指定するものとする。

3 管理責任者は、防犯カメラの操作員 (以下「操作員」という。) の範囲を明確にするものとする。

4 操作員は、録画装置等を操作できるほか、画像表示装置又は画像を見ることができ

(防犯カメラの作動時間)

第4条 防犯カメラの作動時間は、原則として24時間とする。

(録画した画像の保存期間)

第5条 画像の保存期間は、原則として〇〇日間とする。ただし、これによりがたい事情がある場合はこの限りではない。

(画像データの保存方法)

第6条 画像は、撮影時の状態のまま保存し、記録データを加工してはならない。

- 2 画像は、複製してはならない。
- 3 記録媒体及び機器は、施錠ができる設備等に保管するものとする。ただし、これによりがたい事情がある場合はこの限りでない。

(画像の消去方法)

第7条 保存期間を経過した画像は、上書きする方法で前の画像の消去を行う。

(画像の廃棄方法)

第8条 画像を記録している媒体は破砕等を行い廃棄する。

(画像の廃棄記録)

第9条 前条に定める、廃棄を行った場合は、その時期等を記録する。

- (1) 廃棄理由
- (2) 廃棄年月日
- (3) 廃棄した記録媒体の名称及び個数
- (4) 媒体ごとの画像記録開始日及び記録終了日

(目的外利用及び第三者提供の禁止)

第10条 画像は、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(目的外利用及び第三者提供の例外)

第11条 前条の規定にかかわらず、設置者が画像を目的外に利用し又は第三者に提供できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 画像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合
- (2) 刑事訴訟法第218条第1項に基づく場合
- (3) 刑事訴訟法第197条第2項、弁護士法第23条の2第2項その他法令に基づく照会があった場合
- (4) 区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(個人情報保護の周知徹底)

第12条 設置者及び管理責任者は、操作員等に対し、画像の不正使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。

(苦情処理の手続)

第13条 防犯カメラに関し、地域住民からの苦情の申立てが商店会に対してなされたときは、管理責任者又は補助者が対応するものとする。

(杉並区への報告義務)

第14条 防犯カメラ管理責任者は、次の各号に掲げる事項について年1回以上、杉並区の指定する方法により杉並区に対して報告するものとする。

- (1) 防犯カメラ設置及び利用に関する基準
 - (2) 防犯カメラ設置及び利用に関する基準を変更した場合
 - (3) 閲覧又は提供をした場合
 - (4) **商店会**における苦情申立ての受付件数、苦情の内容及び苦情処理件数
- 2 管理責任者は、前条に規定する苦情の申立てがあった場合は、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行い、必要に応じて杉並区に報告するものとする。

附 則

この基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。